

公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	藤井寺市			事業名	史跡古市古墳群					事業形態	直接買上げ			
(1)公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)														
史跡古市古墳群は、藤井寺市と羽曳野市にまたがって所在している。平成13年1月29日に、それまで個別で史跡指定されていた古墳を統合・名称変更を行った。その後も追加指定が行われ、現在に至っている。 藤井寺市は、羽曳野市と共同で、令和5年3月に「国史跡古市古墳群保存活用計画」を策定した。同計画は、史跡古市古墳群の保存活用の基本方針を示すものである。また、令和7年3月には「史跡古市古墳群整備基本計画(第2次)」を策定予定となっている。同計画は、史跡古市古墳群の整備の基本的な方向性を示すものである。両計画に示した保存管理・活用・整備を推進するため、史跡指定された民有地の公有化を進めているところである。藤井寺市は、買い上げ条件の整った案件について、順次公有化を進め、史跡地の活用を進めていくこととしており、令和7年度は(2)に掲げる3筆の土地を公有化予定である。これらは同一の土地所有者である。史跡指定地の適切な保存管理を図ると共に、史跡指定による利用の制約があるため、可及的速やかに公有化を図る必要がある。 なお、上記3筆の公有化範囲を含む史跡の活用計画については、「国史跡古市古墳群保存活用計画」のP.221に記載されている。														
(2)令和7年度公有化の計画														
番号	公有化計画地				公有化の緊要性					令和8年度以降当面の活用方針				
1	藤井寺市小山4丁目1296番1の一部				利用に制限があるため。					公有化した土地は史跡古市古墳群城山古墳の内堤にあたる。このことから城山古墳の築造当初の大きさ、形を実感できる説明を行い、古墳への理解を深めることができるようにする。				
2	藤井寺市小山4丁目1296番2の一部				利用に制限があるため。									
3	藤井寺市津堂74番2の一部				利用に制限があるため。									
4														
5														
当該年度事業費		76,463千円		当該年度補助額		61,170千円								
(3)公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)														
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
公有化			R7	→										
管理 (R7買上地)	草刈	藤井寺市により、随時実施	R8～										→	
	巡回監視	藤井寺市の職員によるパトロールを随時実施	R8～										→	
活用 (R7買上地)	情報発信	市職員による説明 ボランティアガイドによる解説	R8～										→	
	学習等	各種講座等での解説	R8～										→	
活用 (全体計画)	保存活用計画策定	「国史跡古市古墳群保存活用計画」令和5年3月策定済												
	整備基本計画策定	「史跡古市古墳群整備基本計画(第2次)」令和7年3月策定予定												
上記に係る特記事項														
・R7買上地については、「国史跡古市古墳群保存活用計画」及び「史跡古市古墳群整備基本計画(第2次)」の方針により、管理・活用を行う。														